

令和4年度 第9回教育委員会定例会

令和4年12月13日(火)教育委員会定例会を開催しました。

(議事内容)

1. 諸般の報告及び教育上の問題点

- (1)経過報告及び今後の行事予定
- (2)町関係、当面する教育上の諸問題
 - ア 特別な支援を必要とする子どもへの対応状況
 - イ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について
 - ウ 適正な数の部活動設置について
 - エ 教職員の綱紀の保持及び服務規律の徹底について
 - オ その他

なお、議事詳細については議事録を開示しますので、教育課学校教育係までお尋ねください。また、教育委員会は傍聴することができます。次回の教育委員会は2月17日(金)です。

☎ 教育課 学校教育係 ☎53-0201

学校で働きませんか？

町内の小中学校で働く用務員、特別支援教育支援員及び図書司書を募集します。

業務内容

- 用務員 ・学校内における清掃管理
・花壇の管理
・給食における検食準備等 他
- 特別支援教育支援員
・児童生徒の学校における日常生活の介助、学習支援等
- 学校図書司書
・学校図書室での貸出返却業務、図書の整理等

申込方法

南関町教育委員会へ履歴書を提出してください。
なお、募集は随時行っていますので、お気軽にお尋ねください。

☎ 教育課 学校教育係 ☎53-0201

インボイス制度説明会 (登録申請相談会)

令和5年10月1日から「インボイス制度」が始まります

制度の円滑な導入に向け、一般の事業者が誰でも参加できる説明会を開催します。制度説明のほか、登録申請手続きについて説明します。

と き:2月1日(水)、7日(火)、9日(木)、14日(火)、
20日(月)、22日(水)
3月1日(水)、7日(火)、17日(金)、22日(水)、
23日(木)、28日(火)、30日(木)、31日(金)
各回午後2時～4時

ところ:玉名合同庁舎 4階

定 員:10人

※事前申し込み制です。開催日の前日までに「玉名税務署」へ電話でお申し込みください。

音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。

☎ 玉名税務署 ☎72-2125

帰ってきた! いす1グランプリ!

【2時間後、笑いは感動に変わる。】

南関町の冬を熱くするISU1GPが帰ってきました。
2月11日午前10時30分開催です。

全国でも難関と名高い南関大会、全国から総勢30チーム90人の選手が出場します。町民の皆さんの声援が選手の支えになりますので、ぜひ応援に来てください。

ISU1GP熊本南関大会事務局 岩下(080-6417-8571)



乗合タクシー「南関ふれあい号」 事前登録すればどなたでも利用できます

乗合タクシー「南関ふれあい号」は、町内を、目的地や経路に近い人たちが相乗りで利用できる交通手段です。利用登録すればどなたでも利用できます。ぜひご登録いただき、ご利用ください。

概要

運行日:平日・土曜日(日、祝日、年末年始12/29～1/3は運休)
運行区間:南関町内
運行時間:1日10便(8時出発便～17時出発便 1時間ごと)
料 金:1回300円、小学生・障がい者手帳をお持ちの人は150円
乗降場所:自宅前から町内の施設等(公共施設、銀行、郵便局、病院、お店、バス停など)



登録

利用登録:「南関町予約型乗合タクシー登録申込書」を、役場まちづくり課に提出してください。(印鑑不要)登録料無料。来庁できない人は、予約センター、または、まちづくり課への電話でも受け付けます。
減免手続:障がい者手帳をお持ちの人は料金を減免できます。登録時に、障がい者手帳をお持ちください。

予約

予約方法:利用日の2日前から運行の30分前までに、予約センターに電話で予約してください。
※8時出発便は、前日17時00分(運休日除く)まで

乗合タクシー予約センター電話番号 ☎57-7555

お得

- 1回分(300円)お得な回数券を販売しています。(販売:乗合タクシー車内、または、役場まちづくり課)
- 免許を自主返納した人は、返納日から6カ月無料の特典が受けられます。(手続:役場まちづくり課)

☎ まちづくり課 企画振興係 ☎57-8501

運転免許証を持っていない世帯 近隣市町の医療機関等へは「タクシー料金半額助成」が利用できます

タクシー料金半額助成事業は、運転免許証を持っていない世帯の人の病院への通院等の生活支援を目的として、町内のタクシー事業者を利用する場合にタクシー料金の半額を助成する事業です。

概要

利用できる人:(1)の世帯で(2)または(3)に該当する人
(1)運転免許証を持っていない世帯または運転免許証を持っている人が入院・入所されている世帯
(2)65歳以上
(3)65歳未満で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を保有している人

運行区間:

(1)南関町内はどこでも可
(2)荒尾市・玉名市・山鹿市・和木町・大牟田市・みやま市の医療機関または介護福祉施設等

助成内容:月6回までタクシー料金を半額助成

対象者証は2カ年度ごとに更新手続きが必要です。

登録方法

役場まちづくり課で手続きが必要です。下記のものをお持ちください。

- (1)印鑑
- (2)身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳(お持ちの人のみ)。
- (3)対象者証用の顔写真(本人来庁の場合は役場で撮影します。代理の場合は、顔写真(2.5cm×3.0cm)をお持ちください。)

☎ まちづくり課 まちづくり推進係 ☎57-8501

公共交通をご利用の際には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次のことについて、皆様のご協力をお願いします。

- ① 乗車時には、マスクの着用をお願いします。
- ② 消毒液が備えてある場合は、手指の消毒をお願いします。
- ③ 体調不良、風邪の症状がある場合は、できるだけ利用を控えてください。